



島根県報

令和3年7月6日（火）

第 223 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

島根県農業経営基盤強化促進基本方針の変更の一部改正	（農 業 経 営 課）	2
公有水面埋立ての竣功認可	（港 湾 空 港 課）	2

【公 告】

島根県情報公開条例の規定による運用状況の公表	（総 務 課）	4
島根県個人情報保護条例の規定による運用状況の公表	（ 〃 ）	6
令和4年から令和6年までに島根県が発注する庁舎の清掃業務、警備業務等の委託契約に係る競争入札参加者の資格審査の実施	（管 財 課）	9
令和4年から令和6年までに島根県が発注する物品の売買、借入れ等に係る競争入札参加者の資格審査の実施	（総務事務センター）	11
地積を特に減じて換地を定め、又は換地を定めない土地の指定	（農 村 整 備 課）	15
公共測量の実施（2件）	（技 術 管 理 課）	15

【選管告示】

個人演説会を開催することができる施設の指定		16
-----------------------	--	----

【正 誤】

令和3年5月31日付け島根県報号外第61号中	（財 政 課）	16
------------------------	---------	----

告 示**島根県告示第473号**

島根県農業経営基盤強化促進基本方針の変更（平成14年島根県告示第363号）中「農林局」を「農林水産局」に、「各農林振興センター」を「各農林水産振興センター」に改め、令和3年7月6日から施行する。

令和3年7月6日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県告示第474号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立てを竣功認可したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年7月6日

島根県知事 丸 山 達 也

1 竣功認可の年月日

令和3年6月25日

2 竣功認可を受けた者

松江市殿町1番地

島根県 代表者 島根県知事 丸山達也

3 埋立区域の位置、区域及び面積

(1) 位置

島根県隠岐郡隠岐の島町風早6番33から同21番を経て同町半崎15番6に至る間の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び1の地点と53の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基準点 島根県隠岐郡隠岐の島町栄町488 西郷中学校四等三角点（北緯36度12分48.7632秒、東経133度19分58.5819秒）

- 1の地点 基準点から143度02分41秒、818.44メートルの地点
- 2の地点 1の地点から206度43分15秒、39.48メートルの地点
- 3の地点 2の地点から206度27分25秒、74.80メートルの地点
- 4の地点 3の地点から201度11分11秒、59.45メートルの地点
- 5の地点 4の地点から221度03分27秒、16.12メートルの地点
- 6の地点 5の地点から278度39分38秒、2.80メートルの地点
- 7の地点 6の地点から295度24分18秒、5.32メートルの地点
- 8の地点 7の地点から25度20分46秒、0.23メートルの地点
- 9の地点 8の地点から74度30分20秒、1.55メートルの地点
- 10の地点 9の地点から22度38分43秒、7.49メートルの地点
- 11の地点 10の地点から19度34分36秒、5.60メートルの地点
- 12の地点 11の地点から109度51分56秒、0.87メートルの地点
- 13の地点 12の地点から23度47分23秒、4.38メートルの地点
- 14の地点 13の地点から86度19分43秒、2.75メートルの地点

15の地点 14の地点から24度18分22秒、1.10メートルの地点
16の地点 15の地点から24度33分21秒、5.26メートルの地点
17の地点 16の地点から23度19分33秒、5.38メートルの地点
18の地点 17の地点から21度46分56秒、6.63メートルの地点
19の地点 18の地点から24度11分54秒、5.75メートルの地点
20の地点 19の地点から32度52分01秒、0.44メートルの地点
21の地点 20の地点から16度06分33秒、6.20メートルの地点
22の地点 21の地点から286度44分14秒、0.29メートルの地点
23の地点 22の地点から20度54分29秒、3.91メートルの地点
24の地点 23の地点から21度07分26秒、6.48メートルの地点
25の地点 24の地点から289度11分45秒、0.98メートルの地点
26の地点 25の地点から24度07分16秒、0.15メートルの地点
27の地点 26の地点から26度08分27秒、6.64メートルの地点
28の地点 27の地点から5度36分12秒、2.98メートルの地点
29の地点 28の地点から5度13分08秒、2.76メートルの地点
30の地点 29の地点から5度55分09秒、2.24メートルの地点
31の地点 30の地点から255度17分51秒、3.75メートルの地点
32の地点 31の地点から346度17分54秒、6.52メートルの地点
33の地点 32の地点から14度06分18秒、4.85メートルの地点
34の地点 33の地点から111度58分42秒、1.99メートルの地点
35の地点 34の地点から17度40分55秒、9.41メートルの地点
36の地点 35の地点から294度08分45秒、6.70メートルの地点
37の地点 36の地点から24度44分26秒、25.47メートルの地点
38の地点 37の地点から24度55分12秒、5.64メートルの地点
39の地点 38の地点から99度08分45秒、1.55メートルの地点
40の地点 39の地点から34度35分32秒、1.55メートルの地点
41の地点 40の地点から120度58分32秒、1.66メートルの地点
42の地点 41の地点から129度33分32秒、4.73メートルの地点
43の地点 42の地点から131度17分55秒、0.53メートルの地点
44の地点 43の地点から48度56分14秒、28.45メートルの地点
45の地点 44の地点から43度11分21秒、1.21メートルの地点
46の地点 45の地点から26度28分23秒、6.96メートルの地点
47の地点 46の地点から24度32分55秒、6.43メートルの地点
48の地点 47の地点から357度42分03秒、0.80メートルの地点
49の地点 48の地点から27度47分44秒、6.73メートルの地点
50の地点 49の地点から29度25分16秒、7.15メートルの地点
51の地点 50の地点から297度08分07秒、0.18メートルの地点
52の地点 51の地点から23度49分26秒、11.33メートルの地点
53の地点 52の地点から175度06分33秒、1.79メートルの地点

(3) 面積

2,376.38平方メートル

4 免許の年月日及び番号

平成28年3月3日 指令港第437号

5 縦覧場所

隠岐の島町役場

公 告

島根県情報公開条例（平成12年島根県条例第52号）第37条の規定により、令和2年度における同条例の運用状況を次のとおり公表する。

令和3年7月6日

島根県知事 丸 山 達 也

1 公文書公開の状況

(1) 請求の窓口別内訳

単位：件

窓 口	受付数	公文書数
県政情報センター	927	3,430
松江地区県政情報コーナー	20	95
雲南地区県政情報コーナー	1	1
出雲地区県政情報コーナー	65	102
県央地区県政情報コーナー	2	5
浜田地区県政情報コーナー	29	60
益田地区県政情報コーナー	28	50
隠岐地区県政情報コーナー	11	20
単独地方機関等	5	15
小 計	1,088	3,778
警察情報公開センター	66	895
各警察署情報公開窓口	2	3
小 計	68	898
合 計	1,156	4,676

注 1 「受付数」は、公文書公開請求書の数をいう。

注 2 「公文書数」は、決定した公文書の件数をいう。

(2) 請求の処理状況

単位：件

公 開	部分公開	非公開	不存在	存否応答拒否	却 下	取下げ	検討中	合 計
2,292	1,695	33	626	2		28		4,676

注 1 合計は、(1)の「公文書数」の合計と一致する。

注 2 処理状況の区分は、運用状況の取りまとめ時点におけるものである。

注 3 「非公開」は、「不存在」及び「存否応答拒否」による非公開決定を除く。

(3) 請求の実施機関別内訳

単位：件

実施機関	合計	
	本庁	地方機関

知事	3,494	1,831	1,663
政策企画局	24	24	
総務部	107	86	21
防災部	27	25	2
地域振興部	24	13	11
環境生活部	115	115	0
健康福祉部	1,988	822	1,166
農林水産部	472	361	111
商工労働部	94	92	2
土木部	631	283	348
出納局	0	0	
企業局	12	10	2
病院事業管理者	23	23	0
議会	14	14	
教育委員会	236	182	54
選挙管理委員会	11	11	0
人事委員会	0	0	
監査委員	0	0	
公安委員会	0	0	
警察本部長	898	895	3
労働委員会	0	0	
収用委員会	0	0	
海区漁業調整委員会	0	0	
内水面漁場管理委員会	0	0	
地方独立行政法人	0	0	0
合 計	4,676	2,956	1,720

注 合計は、(1)の「公文書数」の合計と一致する。

2 不服申立ての状況

単位：件

不服申立て	処 理 内 訳						
	認 容	一部認容	棄 却	却 下	取下げ	審議中	その他
38 (繰越 34)		1	20			17	

注 1 件数は、異議申立書及び審査請求書の数をいう。

2 「不服申立て」欄の「(繰越)」は、当該年度以前に異議申立書及び審査請求書を受け付けたもののうち当該年度当初において審議中であったものをいい、内数である。

3 「その他」は、未諮問等の数をいう。

3 情報提供の状況

単位：件、人、冊

窓 口	相談・案内		行政資料の利用			
	電話対応	窓口対応	閲 覧		貸出し	
			利用者	資料	利用者	資料

県政情報センター	37	181	107	264	25	60
松江地区県政情報コーナー		16	15	57		
雲南地区県政情報コーナー	4	16	9	31		
出雲地区県政情報コーナー	23	101	60	126		
県央地区県政情報コーナー	5	32	22	72		
浜田地区県政情報コーナー	11	5	29	72		
益田地区県政情報コーナー			14	35		
隠岐地区県政情報コーナー		1				
小 計	80	352	256	657	25	60
警察情報公開センター						
各警察署情報公開窓口						
小 計						
合 計	80	352	256	657	25	60

注 「利用者」は行政資料利用の延べ人数を、「資料」は延べ冊数をいう。

4 会議の開催状況

単位：回、人

区 分	会議開催	公開・非公開の別			傍聴者
		公 開	一部公開	非公開	
附属機関	228	43	8	177	21
附属機関に類するもの	107	43	40	24	24
合 計	335	86	48	201	45

5 出資法人の情報公開状況

(1) 申出及び処理状況

単位：団体、件

情報公開を 実施している 法 人	公開申出 のあった 法 人	公開申出	回 答 の 内 訳					その他
			公 開	部 分 公 開	非公開	不存在	存否応 答拒否	
18	0							

注 1 「公開申出」は、公開申出書の数をいう。

2 「回答の内訳」は、通知書の数をいう。

3 「非公開」は、「不存在」及び「存否応答拒否」による非公開を除く。

4 「その他」は、検討中のもの等の数をいう。

(2) 異議申出の状況

該当なし

島根県個人情報保護条例（平成14年島根県条例第7号）第50条の規定により、令和2年度における同条例の運用状況を次のとおり公表する。

令和3年7月6日

島根県知事 丸 山 達 也

1 個人情報の開示請求、訂正等の請求及び利用停止請求の状況

(1) 請求の窓口別内訳

単位：件

窓 口	開示請求		訂正等請求		利用停止請求		合 計	
	受付数	公文書数	受付数	公文書数	受付数	公文書数	受付数	公文書数
県政情報センター	11	59					11	59
松江地区県政情報コーナー								
雲南地区県政情報コーナー	1	1					1	1
出雲地区県政情報コーナー	1	3					1	3
県央地区県政情報コーナー								
浜田地区県政情報コーナー	1	1					1	1
益田地区県政情報コーナー	1	1					1	1
隠岐地区県政情報コーナー								
単独地方機関等								
小 計	15	65					15	65
警察情報公開センター	6	11					6	11
各警察署情報公開窓口	15	298					15	298
小 計	21	309					21	309
合 計	36	374					36	374

注 1 「開示請求」は、島根県個人情報保護条例第22条第1項に規定する口頭による開示請求を除く。

2 「受付数」は、個人情報開示請求書、個人情報訂正等請求書又は個人情報利用停止請求書の数をいう。

3 「公文書数」は、決定し、処理をした公文書の数をいう。

(2) 請求の実施機関別内訳

単位：件

実 施 機 関	開示請求	訂正等請求	利用停止請求	合 計
知事	64			64
政策企画局				
総務部				
広報部				
防災部				
地域振興部				
環境生活部				
健康福祉部	64			64
農林水産部				
商工労働部				
土木部				
出納局				
企業局				
病院事業管理者				
議会				
教育委員会	1			1
選挙管理委員会				
人事委員会				
監査委員				

公安委員会				
警察本部長	309			309
労働委員会				
収用委員会				
海区漁業調整委員会				
内水面漁場管理委員会				
地方独立行政法人				
合 計	374			374

注 1 「開示請求」は、島根県個人情報保護条例第22条第1項に規定する口頭による開示請求を除く。

2 件数の合計は、(1)の「公文書」の件数と一致する。

(3) 口頭による開示請求の実施状況

ア 対象となる個人情報の項目数 77件

イ 口頭による開示請求の実施 921件

2 個人情報の開示決定等又は訂正等の決定の状況

(1) 開示請求の決定等の状況

単位：件

開示	部分開示	非開示	不存在	存否応答拒否	却下	取下げ	検討中	合 計
66	298	5	2			3		374

注 1 合計は、1の(1)の「開示請求」における「公文書数」の合計と一致する。

2 決定等の区分は、運用状況の取りまとめ時点におけるものである。

3 「非開示」は、「不存在」及び「存否応答拒否」による非開示決定を除く。

(2) 訂正等請求の決定等の状況

該当なし

3 個人情報の利用停止請求の処理状況

該当なし

4 不服申立ての件数及び決定状況

単位：件

区 分	不服申立て	処 理 内 訳						
		認 容	一部認容	棄 却	却下	取下げ	審議中	その他
開示請求	5 (繰越 3)			2			3	

注 1 件数は、異議申立書及び審査請求書の数をいう。

2 「不服申立て」欄の「(繰越)」は、当該年度以前に異議申立書及び審査請求書を受け付けたもののうち当該年度当初において審議中であったものをいい、内数である。

3 「その他」は、未諮問等の数をいう。

5 出資法人の個人情報保護制度実施状況

(1) 個人情報保護制度を実施している法人

20団体

(2) 開示申出及び処理状況

単位：団体、件

開示申出のあった法人	開示申出	決 定 の 内 訳					その他
		開示	部分開示	非開示	不存在	存否応答拒否	

1	20	20					
---	----	----	--	--	--	--	--

- 注 1 「開示申出」は、口頭による開示申出を除く。
2 「開示申出」は、開示申出書の数をいう。
3 「決定の内訳」は、通知書の数をいう。
4 「非開示」は、「不存在」及び「存否応答拒否」による非開示を除く。
5 「その他」は、検討中のもの等の数をいう。

(3) 口頭による開示申出状況

該当なし

(4) 訂正等申出及び処理状況

該当なし

(5) 利用停止申出及び処理状況

該当なし

(6) 異議申出の状況

該当なし

庁舎の清掃業務、警備業務等の委託に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和62年島根県告示第211号。以下「要綱」という。）に基づき、令和4年から令和6年までに島根県が発注する庁舎の清掃業務、警備業務等の委託契約に係る競争入札に参加しようとする者の資格審査を次のとおり行うので公告する。

令和3年7月6日

島根県知事 丸山達也

1 資格審査の対象となる業務

- (1) 庁舎の清掃業務
- (2) 庁舎の機械警備業務
- (3) 庁舎の警備員警備業務
- (4) 庁舎の貯水槽清掃業務
- (5) 庁舎の害虫等防除業務
- (6) 庁舎の浄化槽保守点検業務
- (7) 庁舎の浄化槽清掃業務
- (8) 庁舎の廃棄物処理業務
- (9) 庁舎の空調機器保守点検業務
- (10) 庁舎の昇降機保守点検業務
- (11) 庁舎の消防用設備点検業務
- (12) 庁舎のオイルタンク清掃点検業務
- (13) 庁舎の電気設備保守点検業務
- (14) 庁舎の電話交換設備保守点検業務
- (15) 庁舎のボイラー保守点検業務

2 資格審査の申請手続

(1) 申請方法

島根県電子調達共同利用システムの「資格申請システム」により申請を行う。

(2) 申請受付期間

令和3年9月1日（水）から同月30日（木）まで

(3) 提出書類

- ア 法人にあつては、登記事項証明書又はその写し及び定款の写し
 - イ 個人にあつては、身分証明書又はその写し
 - ウ 営業経歴書
 - エ 業務に係る資格及び許認可等調書
 - オ 役員等名簿
 - カ 代理人を定める場合にあつては、委任状
 - キ 業態調書
 - ク 誓約書
 - ケ 国税及び島根県における県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）の滞納がないことを証する納税証明書又はその写し
 - コ 法人にあつては、財務諸表
 - サ 個人にあつては、青色申告書又は所得税確定申告書の写し及び営業に必要な設備、機械器具等の明細書
 - シ 営業に必要な許可、認可等を受けていることを証する書類の写し
 - ス 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第7項の規定に基づく障害者の雇用状況の報告義務がある場合にあつては、公共職業安定所へ提出した障害者雇用状況報告書の写し
 - セ 知事が別に定めるところによりしまね障がい者就労応援企業（しまねゆめいくカンパニー）の認定を受けている場合にあつては、当該認定を証する書類の写し
 - ソ 知事が別に定めるところによりしまね子育て応援企業（こっころカンパニー）の認定を受けている場合にあつては、当該認定を証する書類の写し
 - タ 知事が別に定めるところによりしまね女性の活躍応援企業の登録を受けている場合にあつては、当該登録証の写し
 - チ 国際標準化機構が定めた規格ISO14001認証を取得している場合にあつては、その登録証の写し
 - ツ 84円切手を貼り、宛先を明記した返信用封筒（定形郵便物として取り扱われるものに限る。）
 - テ アからツまでに掲げるもののほか、知事が必要と認めた書類
- なお、登記事項証明書、身分証明書並びに国税及び島根県における県税の滞納がないことを証する納税証明書は、申請日前3月以内に発行されたものとする。

(4) 書類の作成に用いる言語等

営業経歴書は、日本語で作成し、その他の書類で外国語で記載したものには、日本語の訳文を付記し、又は添付しなければならない。

(5) 書類の受付期間及び提出方法

- ア 令和3年9月1日（水）から同月30日（木）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）
- イ 受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。
- ウ 提出方法は、持参又は郵送とする。郵送の場合は、令和3年9月30日午後5時15分までに到着していること。

(6) 書類の提出先

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地 島根県庁本庁舎4階 島根県総務部管財課財産活用推進スタッフ

3 競争入札参加者の資格審査

資格審査においては、要綱第4条第3項各号に掲げる審査項目ごとに審査するものとする。

4 申請書類及び入札参加資格審査申請手引きの交付開始日及び交付方法

- (1) 交付開始日 令和3年7月6日（火）
- (2) 交付方法 島根県総務部管財課ホームページから取得すること。

5 登録の有効期間

令和4年1月1日から令和6年12月31日まで

6 資格審査の結果の通知

資格審査の結果は、資格申請システムの認定完了メール及び入札参加資格審査結果通知書により申請者に通知する。

7 入札参加資格審査を受けることができない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する者でその事実があった後3年を経過しないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）
- (3) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを受けていない者
- (4) 国税及び島根県における県税を滞納している者
- (5) 提出書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は当該暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者

8 資格審査についての問合せ先

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地 島根県庁本庁舎4階

島根県総務部管財課財産活用推進スタッフ

電話 0852-22-6499 F A X 0852-22-6037

物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号。以下「要綱」という。）に基づき、令和4年から令和6年までに島根県が発注する物品の売買、借入れ等に係る競争入札に参加しようとする者の資格審査を次のとおり行うので公告する。

令和3年7月6日

島根県知事 丸山達也

1 資格審査の対象となる営業種目

大 分 類		小 分 類		取扱品目（例示）
番号	種 別	番号	種 目	
1	文具・事務用機器類	(1)	紙類	和・洋紙、板紙、加工紙、感光紙、封筒等
		(2)	文具	文房具
		(3)	事務機器	謄写版、計算機、複写機、シュレッダー等
		(4)	情報処理機器	パソコン、コンピュータ関連品、自動設計製図システム（CAD）、ソフトウェア等
		(5)	印章	木印、ゴム印等
2	調度品類	(1)	木製家具	木製机、木製椅子、水屋等
		(2)	鋼製家具	金属製保管庫、金庫、鋼製机、鋼製椅子等
		(3)	装飾	室内装飾品、じゅうたん、カーテン、衝立等
3	印刷製本	(1)	活版・平版印刷	活版、平版、オフセット
		(2)	軽印刷	
		(3)	フォーム印刷	
		(4)	特殊印刷	シール、ラベル、グラビア、スクリーン、診察券カード等
		(5)	複写	青写真、コピー、マイクロ写真、写真現像・焼き付け

				等
		(6)	出版・製本・製作	出版、製本、地図作成、航空写真、印刷物の企画・デザイン
4	機械器具類	(1)	医療機器	医療用機器類、車椅子、聴診器、血圧計、担架等
		(2)	工作機器	施盤、研削盤、ミシン等
		(3)	理化学機器	各種実験機器、分析機器等
		(4)	産業機器	建設機械、農林水産機械等
		(5)	電気通信機器	家庭電器製品、電気通信機器、電気工事材料、電話器、ファクシミリ、乾電池等
		(6)	光学計測機器	顕微鏡、測量用機器、測定用機器、写真機、フィルム、レンズ等
		(7)	冷暖房機器	冷暖房機器、ストーブ、ヒーター、エアコン等
		(8)	厨房機器	調理台、流し台、ガス台、冷蔵庫、炊飯器、冷温水機、オープン等
		(9)	諸機器	印刷機器、高圧洗浄機、発動機類、コンベアー等
5	車両船舶類	(1)	車両類	自動車、各種車両類、タイヤ、工具、部品、修理
		(2)	船舶	鋼船、木造船、ヨット等、工具、部品、修理
		(3)	航空機	飛行機、ヘリコプター、工具、部品、修理
6	図書・教材類	(1)	書籍	図書、法規、雑誌、地図、刊行物等
		(2)	教材用具	各種教材、教材用ビデオソフト、CD、視聴覚機器等
		(3)	運動用具・レジャー用品	運動器具、各種スポーツ用品、レジャー用品、娯楽用品、遊具、おもちゃ等
		(4)	楽器	各種楽器
		(5)	標本・美術品	模型、標本、見本、書画、骨とう等
7	薬品類	(1)	医療薬品	各種薬品類、医療ガス類等
		(2)	動物薬品	
		(3)	農業薬品	除草剤、殺虫剤、農薬等
		(4)	工業薬品	凍結防止剤等
		(5)	衛生材料	包帯、ガーゼ、紙おむつ等
		(6)	診療材料	一般及び特定保険診療材料等（カテーテル、シリンジ、ガイドワイヤー、輸血セット等）
8	燃料・油脂類	(1)	石油	ガソリン、軽油、灯油、重油等
		(2)	石炭、木炭、薪	石炭、木炭、薪、コークス、練炭等
		(3)	ガス	プロパン、ブタン、アセチレン、水素等
		(4)	諸油	潤滑油等
9	材料類	(1)	鋼材	丸鋼、平鋼、形鋼、線材等
		(2)	セメント・アスファルト	生コン、セメント、コンクリート二次製品、アスファルト、コールタール等
		(3)	骨材	砂、砂利、砕石等
		(4)	建材	木材、合板等
		(5)	諸材料	ガラス、土石等
10	繊維類	(1)	被服	制服、制帽、作業服、事務服、白衣等

		(2)	寝具	布団、毛布、敷布、枕等
		(3)	その他の繊維製品	幕類、旗類、テント、染物、 ^{どん} 緞帳等
11	警察・消防用品	(1)	警察用品	警棒、手錠、鑑識用機械器材等
		(2)	消防保安用品	消防ポンプ、避難用具、救助器具、防火服、火災報知器、消火器、化学消火薬剤等
12	雑類	(1)	百貨	百貨、雑品等
		(2)	時計、貴金属	時計、金、銀、宝石、指輪等
		(3)	金物、荒物雑貨	家庭金物、大工道具、土工道具、陶磁器、ロープ、マット、ほうき、竹籠等
		(4)	ゴム・樹脂製品	ホース、ビニール、プラスチック製品、ゴム履物等
		(5)	皮革	^{かばん} 靴、鞆等
		(6)	食品	農産品、果実類、工産品（酒、食用油等）、畜産品、水産品等
		(7)	動物	牛、豚等
		(8)	看板	紙・布看板、金属看板等
		(9)	塗料、染料	
		(10)	種苗	種子、苗木等
		(11)	花木	生花、造花等
		(12)	諸雑	飼料、肥料、記章、カップ、標識、プレート等
13	売払品	(1)	生産品	
		(2)	不用品	金属、紙等
14	借入品	(1)	事務機器	複写機、シュレッダー等
		(2)	情報処理機器	パソコン、コンピュータ関連品等
		(3)	家具	家具類
		(4)	理化学機器	各種実験機器、分析機器等
		(5)	産業機器	建設機械、農林水産機械等
		(6)	電気通信機器	家庭電器製品、電気通信機器等
		(7)	車両船舶	各種車両船舶類
		(8)	寝具	寝具類
		(9)	その他	

2 資格審査の申請手続

(1) 申請方法

島根県電子調達共同利用システムの「資格申請システム」により申請を行う。

(2) 申請受付期間

令和3年9月1日（水）から同月30日（木）まで

(3) 提出書類

ア 業者基本情報その2（島根県物品）

イ 法人にあつては、登記事項証明書

ウ 個人にあつては、身分証明書

エ 消費税及び地方消費税に係る納税証明書

オ 役員等名簿

カ 島根県が発注する物品の売買、借入れ及び製造の請負に当たって代理人を定める場合は、委任状

- キ 島根県税に係る納税証明書
 - ク 国際標準化機構が定めた規格 I S O 14001 認証を取得している場合は、その登録証の写し
 - ケ 環境大臣が定めるエコアクション21ガイドラインに基づくエコアクション21認証・登録を受けている場合は、当該認証・登録証の写し
 - コ 知事が別に定めるところによりしまね障がい者就労応援企業（しまねゆめいくカンパニー）の認定を受けている場合は、当該認定を証する書面の写し
 - サ 知事が別に定めるところによりしまね子育て応援企業（こっころカンパニー）の認定を受けている場合は、当該認定を証する書面の写し
 - シ 知事が別に定めるところによりしまね女性の活躍応援企業の登録を受けている場合は、当該登録証の写し
 - ス 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第7項の規定に基づく障害者の雇用状況の報告義務がある場合は、公共職業安定所に提出した障害者雇用状況報告書の写し
- なお、登記事項証明書、消費税等に係る納税証明書及び島根県税に係る納税証明書は、申請日前3月以内に発行されたものとする。

(4) 書類の作成に用いる言語等

提出書類で外国語で記載したものには、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

(5) 書類の受付期間及び提出方法

- ア 定期審査にあつては、令和3年9月1日（水）から同月30日（木）までに郵送すること（必着）。
- イ 随時審査にあつては、令和4年1月4日（火）から令和6年11月15日（金）までに郵送し、又は持参すること（必着）。
- ウ 随時審査の受付時間は、日曜日、土曜日及び国民の祝日並びに12月29日から1月3日までの間を除いた日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

(6) 書類の提出先

ア 郵送の場合

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地
島根県総務部総務事務センター物品調達グループ

イ 持参の場合

島根県松江市殿町8番地3 島根県市町村振興センター5階
島根県総務部総務事務センター物品調達グループ

3 入札に参加できない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者
- (4) 島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第60条の3の規定に該当しない者

4 入札参加者の資格審査

要綱第2条第2項各号及び第4条第1項に掲げる項目の審査を行う。

5 申請書類の交付

(1) 交付開始日

令和3年7月6日（火）

(2) 交付方法

島根県総務部総務事務センターのホームページによる。

6 登録の有効期限

- (1) 定期審査に係るものにあつては、令和4年1月1日から令和6年12月31日まで
- (2) 随時審査に係るものにあつては、認定した日から令和6年12月31日まで

7 資格審査の結果の通知

資格申請システムの認定完了メールにより通知する。

8 資格審査についての問合せ先

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地
 島根県総務部総務事務センター物品調達グループ
 電話 0852-22-5683 F A X 0852-22-6171

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項の規定において準用する同法第53条の2の3第1項の規定により、国営土地改良事業宍道湖西岸地区において樹立する換地計画に関し、次の従前の土地は、地積を特に減じて換地を定め、又は換地を定めない土地として指定したので、同条第2項において準用する同法第53条の2第3項の規定により公告する。

令和3年7月6日

島根県知事 丸 山 達 也

1 従前の土地の表示

地積を特に減じて換地を定める土地

所在	地番	地目	地積（平方メートル）	特に減ずる地積（平方メートル）	摘要
出雲市灘分町	1542-5	田	3,127	584.43	

2 指定年月日

令和3年6月17日

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について県中央土整備事務所長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和3年7月6日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

令和3年7月1日から令和4年3月22日まで

3 作業地域

大田市温泉津町

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について県中央土整備事務所長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告

する。

令和3年7月6日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間
令和3年7月1日から令和4年3月22日まで
- 3 作業地域
大田市波根町

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

島根県選挙管理委員会告示第32号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号に規定する施設として指定した旨、松江市選挙管理委員会から報告があったので、同条第4項の規定により告示する。

令和3年7月6日

島根県選挙管理委員会委員長 大 野 敏 之

施 設 の 名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
松江勤労者総合福祉センター	松江市朝日町478番地18	令和3年6月24日

正 誤

令和3年5月31日付け島根県報号外第61号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤															
9	第11表中	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名 称</th> <th style="width: 10%;">令 和 元 年 度 末 現 在</th> <th style="width: 10%;">増 (積立)</th> <th style="width: 10%;">減</th> <th style="width: 10%;">令 和 2 年 度 末 現 在</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>財 政 調 整 基 金</td> <td>17,533,700</td> <td>1,521,833</td> <td>0</td> <td>19,055,533</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	令 和 元 年 度 末 現 在	増 (積立)	減	令 和 2 年 度 末 現 在	財 政 調 整 基 金	17,533,700	1,521,833	0	19,055,533					
		名 称	令 和 元 年 度 末 現 在	増 (積立)	減	令 和 2 年 度 末 現 在											
財 政 調 整 基 金	17,533,700	1,521,833	0	19,055,533													
同表中	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名 称</th> <th style="width: 10%;">令 和 元 年 度 末 現 在</th> <th style="width: 10%;">増 (積立)</th> <th style="width: 10%;">減</th> <th style="width: 10%;">令 和 2 年 度 末 現 在</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>財 政 調 整 基 金</td> <td>17,533,700</td> <td>1,521,833</td> <td>1,490,505</td> <td>17,565,028</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	令 和 元 年 度 末 現 在	増 (積立)	減	令 和 2 年 度 末 現 在	財 政 調 整 基 金	17,533,700	1,521,833	1,490,505	17,565,028						
名 称	令 和 元 年 度 末 現 在	増 (積立)	減	令 和 2 年 度 末 現 在													
財 政 調 整 基 金	17,533,700	1,521,833	1,490,505	17,565,028													
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="5" style="text-align: center;">誤</th> </tr> <tr> <th style="width: 50%;">計</th> <th style="width: 10%;">82,105,683</th> <th style="width: 10%;">19,248,027</th> <th style="width: 10%;">16,594,804</th> <th style="width: 10%;">84,758,906</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>うち減債基金満期一括勘定分を除く</td> <td>51,451,439</td> <td>11,180,015</td> <td>8,994,801</td> <td>53,636,653</td> </tr> </tbody> </table>	誤					計	82,105,683	19,248,027	16,594,804	84,758,906	うち減債基金満期一括勘定分を除く	51,451,439	11,180,015	8,994,801	53,636,653
誤																	
計	82,105,683	19,248,027	16,594,804	84,758,906													
うち減債基金満期一括勘定分を除く	51,451,439	11,180,015	8,994,801	53,636,653													
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="5" style="text-align: center;">正</th> </tr> <tr> <th style="width: 50%;">計</th> <th style="width: 10%;">82,105,683</th> <th style="width: 10%;">19,248,027</th> <th style="width: 10%;">18,085,308</th> <th style="width: 10%;">83,268,402</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>うち減債基金満期一括勘定分を除く</td> <td>51,451,439</td> <td>11,180,015</td> <td>10,485,305</td> <td>52,146,149</td> </tr> </tbody> </table>	正					計	82,105,683	19,248,027	18,085,308	83,268,402	うち減債基金満期一括勘定分を除く	51,451,439	11,180,015	10,485,305	52,146,149
正																	
計	82,105,683	19,248,027	18,085,308	83,268,402													
うち減債基金満期一括勘定分を除く	51,451,439	11,180,015	10,485,305	52,146,149													